

浄化槽管理士講習

制度所管部局：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 制度の概要

浄化槽法第45条第1項第二号に規定する浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習。

2. 指定、登録等の基準

【浄化槽法46条の2において準用する同法第43条の18】

(指定講習機関の指定)

第43条の18 指定講習機関の指定は、主務省令で定めるところにより、講習を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う講習に関する業務（以下この章において「講習業務」という。）以外の業務により講習業務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第四十三条の二十五の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益財団法人 日本環境整備 教育センター	昭和60年 4月16日	〒130-0024東京都 墨田区菊川二丁目 二十三番三号 TEL 03-3635-4880	浄化槽法第46条の2において 準用する同法第43条の18の規 定に基づく基準に適合してい るため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
129,700円 (※浄化槽設備士資格取得者で受講一 部免除を選択される方は、120,200円)	人件費 30,787円 物件費 98,926円 計 129,713円 (受講料は端数処理したもの)

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果

平成24年3月31日現在 特になし

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>